

落札者決定基準

1 技術点及び価格点の配分等

(1) 技術点及び価格点の配分

総合点は、2,000点満点とし、その得点配分は、技術点を1,500点、価格点を500点とします。

(2) 有効数字

技術点及び価格点は、小数点以下1位まで算出するものとし、2位以下は、四捨五入するものとし、

2 技術点の評価方法

(1) 提案書の分類及び配点

提案書の内容及び評価については、別紙のとおり分類し、及び配点します。

(2) 技術点の算出方法

提案を求める評価項目ごとに絶対評価で評価を行います。

ア 項目評価点

(ア) 提案を求める評価項目ごとに5段階で評価します。

(イ) 提案を求める各評価項目の重要度に応じて、項目評価点として50点、100点、150点又は200点のいずれかの点数を配分します。項目評価点が50点の場合は、10点、20点、30点、40点又は50点の5段階評価とし、項目評価点が100点の場合は、20点、40点、60点、80点又は100点の5段階評価とし、項目評価点が150点の場合は、30点、60点、90点、120点又は150点の5段階評価とし、項目評価点が200点の場合は、40点、80点、120点、160点又は200点の5段階評価とします。

(ウ) 提案を求める評価項目について記述がない場合又は仕様書に規定する要件について対応できない旨の記載がある場合には、(ア)及び(イ)にかかわらず0点とします。

イ 技術点

技術点は、各項目評価点の合計とします。

3 価格点の評価方法

価格点の計算は、次の算式で行います。

価格点 = 500点 × { 1 - (1.10 × 入札金額) / 予定価格 }

4 失格基準

以下の場合には、落札者としません。

- (1) 技術点が900点未満の場合
- (2) 項目評価点が0点の項目がある場合
- (3) 予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札をした場合